

号外第1（令和3年3月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例【建築局建築指導課】	2
△ 横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例【総務局行政・情報マネジメント課】	6
△ 横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例【財政局税制課】	9
△ 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正する条例【経済局企業誘致・立地課】	10
△ 横浜市保育所条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育運営課】	21
△ 横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	22
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例【環境創造局大気・音環境課】	23
△ 横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例【道路局技術監理課】	28
△ 横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局指導課】	30
△ 横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止する条例【健康福祉局食品衛生課】	32

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第8号

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第92条第1項中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に、「第2条第12項」を「第2条第11項」に改める。

第94条及び第94条の2中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に改める。

第2条 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「排水指定物質」の次に「のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類」を加える。

第70条の3第1項ただし書中「非常災害のために必要な応急措置として行う」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更
- (2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該許可に係る事項を超えない範囲の変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

第76条中「同条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第72条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の変更
- (2) 前条第1項ただし書に規定する規則で定める変更

第86条第1項中「特定小規模施設を設置しよう」を「特定小規模施設（規則で定めるものを除く。）を設置しよう」に改める。

第89条を次のように改める。

（定義）

第89条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 石綿含有建築材料 吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料で規則で定めるものをいう。
- (2) 石綿排出作業 石綿含有建築材料が使用されている建築物

等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるものとして規則で定めるものをいう。

(3) 石綿排出工事 石綿排出作業を伴う建設工事をいう。

第89条の次に次の1条を加える。

(石綿排出作業による大気の汚染の防止)

第89条の2 石綿排出工事の発注者（石綿排出工事の注文者で、他の者から請け負った石綿排出工事の注文者以外のもをいう。以下この節において同じ。））、元請業者（発注者から直接石綿排出工事を請け負った者をいう。以下この節において同じ。）若しくは下請負人（石綿排出工事の元請業者から当該石綿排出工事の全部又は一部（石綿排出作業を伴うものに限る。以下この節において同じ。）を請け負った他の者（その請け負った石綿排出工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）をいう。以下この節において同じ。）又は自主施工者（石綿排出工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下この節において同じ。）は、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めなければならない。

第91条第1項中「石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者又は当該建設工事の発注者」を「石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に、「当該石綿排出作業」を「当該石綿排出工事における石綿排出作業」に改め、同条第2項中「建設工事を施工する者又は当該建設工事の発注者」を「石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に、「とる」を「執る」に改める。

第92条第1項中「石綿排出作業（」を「石綿排出工事の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該石綿排出工事における石綿排出作業（規則で定めるもの及び」に改め、「特定粉じん排出等作業」の次に「に該当するもの」を加え、「を伴う建設工事の発注者又は当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「当該建設工事の発注者等」という。）は、当該石綿排出作業」を削り、同項ただし書を削り、同項第1号から第5号までを次のように改める。

(1) 当該石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該石綿排出工事の場所

(3) 当該石綿排出作業の対象となる建築物等の部分における石

綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(4) 当該石綿排出作業の種類

(5) 当該石綿排出作業の実施の期間

第92条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 当該石綿排出作業の方法

第92条第2項中「前項ただし書の場合において、当該建設工事の発注者等」を「災害その他非常の事態の発生により前項に規定する石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出作業を伴う石綿排出工事の発注者又は自主施工者」に改める。

第92条の2を削る。

第93条の見出し中「測定」を「測定等」に改め、同条中「石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者」を「石綿排出工事の元請業者又は自主施工者」に、「当該石綿排出作業」を「当該石綿排出工事における石綿排出作業（規則で定めるものを除く。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（石綿排出作業の完了に係る報告）

第93条の2 前条の規定による測定を行った石綿排出工事の元請業者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業が完了したときは、規則で定めるところにより、当該石綿排出工事の発注者に対し、前条の規定による測定の結果その他規則で定める事項について書面により報告しなければならない。

第94条第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 当該作業を伴う石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該作業を伴う石綿排出工事の場所

(3) 当該作業の実施の期間

(4) 当該作業に係る第93条の規定による測定の結果

第94条の2及び第95条を次のように改める。

（石綿排出作業の届出等に係る勧告）

第94条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当する者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

(1) 第92条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第93条の規定による測定、記録及び保存をしていないとき。

（発注者等の配慮）

第95条 石綿排出工事の発注者は、当該石綿排出工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出工事の請負契約に関する事項について、当該石綿排出工事における石綿排出作業が第90条の指導基準に適合すること及び当該元請業者が第93条の規定による測定を行うことを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

2 前項の規定は、石綿排出工事の元請業者又は下請負人が当該石綿排出工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときについて準用する。

第101条中「に規定する」を「の」に改める。

第126条第1項中「同条第1項第2号から第4号まで」を「同条第1項各号」に、「の変更をしようとするときは、その変更の日の30日前まで」を「を変更したときは、その日から起算して30日以内」に改め、同条第2項を削る。

第156条第1項中「第91条第2項」の次に「、第94条の2」を加える。

附 則

(施 行 期 日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第92条第1項の改正規定（「第2条第12項」を「第2条第11項」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第1条の規定（前号に掲げるものを除く。） 令和3年4月1日

(経 過 措 置)

2 第2条の規定による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第70条の3第1項の規定は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第70条第2項に規定するダイオキシソ類管理対象地内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して30日を経過する日以後に土地の形質の変更（条例第62条に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者について適用し、同日前に土地の形質の変更に着手する者については、なお従前の例による。

3 新条例第86条第1項の規定は、施行日以後に特定小規模施設（条例第83条に規定する特定小規模施設をいう。以下同じ。）を設置しようとする事業者について適用し、施行日前に特定小規模施設を設置しようとする事業者については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第86条第1項の規定による届出

- がされた特定小規模施設であって、新条例第86条第1項に規定する規則で定めるものに該当するものについては、条例第86条第2項、第87条及び第88条の規定は、適用しない。
- 5 施行日前に大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「新法」という。）第18条の17第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事については、新条例第89条、第89条の2、第91条及び第93条から第95条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 6 新条例第89条、第89条の2及び第91条から第95条までの規定は、施行日から起算して7日を経過する日以後に着手する建設工事（旧条例第92条の規定による届出がされた石綿排出作業に係る建設工事であって同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）及び施行日前に新法第18条の17第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事を除く。）について適用し、施行日から起算して7日を経過する日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。
- 7 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に改正法による改正前の大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例第92条及び第94条の規定による届出並びに第94条の2の規定による説明については、なお従前の例による。
- 8 新条例第126条の規定は、施行日以後に条例第124条第1項各号に掲げる事項を変更した者について適用し、施行日前に同項各号に掲げる事項を変更した者については、なお従前の例による。
- 9 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。